

府 共 第 8 1 2 号
平成25年12月20日

各都道府県男女共同参画主管部長 様

内閣府男女共同参画局長
(公 印 省 略)

公益社団法人及び公益財団法人における政策・方針決定過程への
女性の参画の拡大について

公益社団法人及び公益財団法人における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大について、別紙のとおり通知を作成しましたので、貴所において所管されている公益社団法人及び公益財団法人への周知をお願いいたします。

(別紙)

府共第812-1号

平成25年12月20日

公益社団法人代表者様

公益財団法人代表者様

内閣府男女共同参画局長

(公印省略)

公益社団法人及び公益財団法人における政策・方針決定過程への
女性の参画の拡大について

第3次男女共同参画基本計画(平成22年12月17日閣議決定)においては、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大は我が国にとって喫緊の課題であるとして、各種機関・団体・組織について、『2020年30%』(「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する。」(平成15年6月20日男女共同参画推進本部決定))の目標達成に向けて、平成27年までの目標や、現状において女性がゼロである場合に「最低1名・女性1割運動」の展開などの目標を設定することが掲げられており、これに従い取組を行ってまいりました。

こうした中、本年6月14日に閣議決定された「日本再興戦略-JAPAN is BACK-」においては、これまで活かしきれていなかった我が国最大の潜在力である「女性の力」を最大限に発揮できるようにすることが、少子化で労働人口の減少が懸念される中で、新たな成長分野を支えていく人材を確保していくためにも不可欠であるとされており、「女性の活躍推進」は、その成長戦略の中核に位置付けられています。

また、本年4月19日に、安倍内閣総理大臣から経済団体に対し、『2020年30%』の目標の達成に向けて、「全上場企業において、積極的に役員・管理職に女性を登用していただきたい。まずは、役員に、一人は女性を登用していただきたい。」旨を要請しました。

つきましては、貴法人におかれましても、こうした政府の動きについて御理解いただくとともに、今後、改選時等の機会を捉えて、女性理事・監事の登用を促進するなど、女性の参画の拡大により一層積極的に取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

(本件連絡先)

内閣府男女共同参画局推進課 藤井、谷内

TEL: 03-5253-2111 (内線)

03-3581-2327 (直通)

FAX: 03-3592-0408

e-mail: eri.yanai@cao.go.jp